

くらしの中の

# 上下水道

ピッチャン ポッチャン  
ガイドブック

保存版



「ウォータン」



「カッピー」



川崎市

川崎市上下水道局

くらしの中の

# 上下水道

も  
く  
じ

1. 上下水道のご使用について	2
2. こんなときはお届けください	2
3. 水道料金・下水道使用料のお支払いについて	4
4. 水道料金・下水道使用料の減免について	6
5. 「使用水量のお知らせ兼納入通知書」の見方	7
6. メーター検針が正しく円滑にできるようご協力ください	8
7. 漏水の発見	8
8. 水道で困ったときは	8
9. 下水道で困ったときは	11
10. 下水道を大切に使うために	12
11. 水道についてのお問い合わせは	13
12. 下水道についてのお問い合わせは	14
13. ご注意ください!!	15

## 1. 上下水道のご使用について

水道は「川崎市水道条例」、下水道は「川崎市下水道条例」に基づきご使用いただいております。

ご使用にあたっては、次のことをあらかじめご了承ください。

- 水道料金及び下水道使用料は、隔月（「毎月検針」は毎月）ごとに水道メーターの計量に基づいて算定し、隔月（「毎月検針」は毎月）ごとにお支払いいただきます。
- 月の途中において使用開始したとき、またはやめるときの料金等は、月数により算定します。
- 水道メーターの故障等により使用水量が不明のときは、認定（推定）で料金を算定します。
- 指定期限内に料金の支払いがない場合には、水道の供給を停止することがあります。
- 災害などのやむをえない場合は、水道の供給を停止したり、使用を制限したりすることがあります。
- 上下水道を無断で使用しますと、川崎市水道条例第36条及び川崎市下水道条例第36条に基づき、過料を科せられることがあります。

## 2. こんなときはお届けください

次のようなときは、**上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社044-200-3548）**へお届けください。

お届けの際は、検針時にお渡する「使用水量のお知らせ兼納入通知書」等に記載されている水道番号をお知らせください。

なお、水道の使用をやめるときには、**4～5日前**までに必ずご連絡ください。

## ■上下水道を使用するとき [水道使用開始届]

上下水道をご使用になるときは「水道使用開始届」にお使いになる方のお名前や使用開始日などをご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご送付ください。



なお、納付書によるお支払いで、使用場所以外への送付を希望される方は、所定欄に送付先をご記入ください。

※お水が出ない場合は、水道メーターの止水栓を確認してください。

## ■上下水道の使用をやめるとき [休止・中止届]

- 引っ越していくとき
- 家の改築や、長期間留守にするときなどで、一時水道の使用を止めたいとき
- 家のとりこわしなどで、水道を廃止するとき

※更地にする場合などは、水道メーターの回収に伺います。

## ■開始・休止の届けはウェブサイトでも申込みできます。

川崎市上下水道局

検索



## ■その他の変更があったとき [変更届]

- ご使用者の名義や所有者が変わったとき
- 請求書の送付先等を変えたいとき
- 共同住宅扱い（水道メーターを共有している）を適用しているアパート等で、世帯数が変わるとき

### ③. 水道料金・下水道使用料のお支払いについて

#### ■口座振替によるお支払い

- お客さまの預金口座から自動的にお支払いいただく方法です。
- 市内転居の場合、転居前の振替口座を引き続きご利用いただけます。
- 振替日は検針した月の翌月 11 日（土・日・休日の場合は翌営業日）です。  
※預金残高不足で振替できなかった場合には、28 日（土・日・休日の場合は翌営業日）に再度振替を行います。（ただし、一部に再度振替ができない場合もあります。）
- 使用開始時にお申込みいただく場合は、同封の「口座振替依頼書」に必要事項を記入し通帳の届出印を押印のうえ、「水道使用開始届」と一緒に返信用封筒にてご送付ください。  
※同封の返信用封筒で送付いただいた場合、お客さまに代わって上下水道局が金融機関に届出します。手続き完了までには日数を要しますのでご了承ください。  
※印鑑レス口座の場合は、金融機関に押印の要否をご確認ください。
- ウェブサイトから「水道料金・下水道使用料 Web 口座振替受付サービス」の利用によりお申込みいただけます。
- 川崎市内に本店・支店のある金融機関に限ります。（詳しくはご利用の金融機関でご確認ください。）また、金融機関窓口でもお申込みいただけます。通帳・印鑑・水道番号のわかるもの（使用水量のお知らせ兼納入通知書等）をご用意ください。
- 市内転居に限り、引っ越し後も転居前の振替口座をご利用いただけます。ご希望の際は、ご連絡または同封の「水道使用開始届」の口座振替継続の欄に必要事項を記入し、ご送付ください。

#### ※ご注意

- 継続する預金口座を解約しないでください。
- 使用者氏名は引っ越し前と同一にしてください。
- 引っ越し前の水道番号・使用者氏名は、使用水量のお知らせ兼納入通知書等をご覧ください。

## ■クレジットカードによるお支払い（かわさき上下水道アプリ申込限定）

- お客さまのクレジットカードから自動的にお支払いいただく方法です。
- かわさき上下水道アプリからのお申込みに限ります。
  - ※クレジットカードによるお支払いには、インターネットが利用できる端末（パソコンやスマートフォン・タブレット等）が必要です。
  - ※かわさき上下水道アプリをダウンロードし、水道番号を登録後、「メニュー>申込>クレジットカード払い申込」からお手続きください。
- かわさき上下水道アプリは、スマートフォンやパソコンでいつでも使用水量や水道料金等の確認、お支払いなどができるアプリです。



かわさき水道アプリのダウンロード・登録はこちらのQRコードから

## ■納付書によるお支払い

水道メーター検針時に「使用水量のお知らせ兼納入通知書」と「水道料金等納付書兼領収書」（バーコード付きのお支払い用紙）をお届けしますので、納期限までに封筒の裏面に明記されている**取扱窓口（金融機関、コンビニエンスストア）、モバイル決済アプリ**でお支払いください。ご不明な点がありましたら、上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）までお問い合わせください。

※かわさき上下水道アプリをご登録の方は、お支払い用紙の配布が無くなります。

※かわさき上下水道アプリにバーコード付きのお支払い画面が表示されますので、コンビニエンスストア（ローソンなど以外）、モバイル決済アプリでお支払いください。

## ■下水道使用料のお支払い

- 下水道を使用されているお客さまは、水道料金と一緒に下水道使用料をお支払いいただいております。
- 井戸水（地下水）をご使用のお客さまで、排水を公共下水道に流した場合は、下水道使用料をお支払いいただくこととなりますので、公共下水道使用開始届を提出していただきます。
- 公共下水道への接続の有無について確認をするための現地調査等を行っています。
- 公共下水道に接続されていない場合は、下水道使用料の徴収対象外となりますので、営業課まで、ご連絡をお願いします。

## 4. 水道料金・下水道使用料の減免について

上下水道の使用者または同居のご家族の方が次のいずれかに該当する場合は、申請により水道料金・下水道使用料の一部が減免される制度があります。

### ■水道料金・下水道使用料

- 身体障害者……身体障害者手帳の交付を受け、1級又は2級の障害を有する方。
- 知的障害者……児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が35以下と判定された方。
- 精神障害者……精神障害者手帳の交付を受け、1級の障害を有する方。
- 重複障害者……次の①～③のうち2つ以上に該当する場合
  - ①身体障害者手帳の交付を受け、3級の障害を有する方。
  - ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された方。
  - ③精神障害者手帳の交付を受け、2級の障害を有する方。
- 要介護高齢者……在宅の年齢65歳以上で、要介護認定により要介護4又は5の認定を受けた方。

お住まいの区		障害者担当	精神障害担当	高齢者担当
川崎区	川崎地区	044-201-3215	044-201-3213	044-201-3080
	大師地区	044-271-0162	—	044-271-0157
	田島地区	044-322-1984	—	044-322-1986
幸区		044-556-6654	044-556-6695	044-556-6619
中原区		044-744-3382	044-744-3297	044-744-3217
高津区		044-861-3252	044-861-3309	044-861-3255
宮前区		044-856-3304	044-856-3262	044-856-3242
多摩区		044-935-3323	044-935-3324	044-935-3266
麻生区		044-965-5159	044-965-5259	044-965-5148

※申請手続きなど、詳しくは各区役所の地域みまもり支援センター・地区健康福祉ステーションへお問い合わせください。なお、減免申請は、水道の使用場所ごとの申請になりますので、川崎市内で引っ越した場合でも、改めて申請が必要となります。

### ■下水道使用料

- 施設減免……社会福祉に関する施設又は医療機関に該当する場合は、申請により下水道使用料の一部が減免される制度です。

※施設減免について、詳しくは上下水道局サービス推進部営業課へお問い合わせください。

# 5. 「使用水量のお知らせ兼納入通知書」の見方

## 使用水量のお知らせ兼納入通知書

水道 太郎 様  
川崎区宮本町1番地

水道番号 12345678

※ このお知らせで集金員が料金を徴収することはありません。また、金融機関やコンビニエンスストアでお支払いすることはできません。

③ 今回検針日 令和〇年〇月〇日 種別 一般 戸数 1 使用区分 上下併用 ④ 収納方法 口座割

今回指針	1,547	引上指針	
前回指針	1,507	前回指針	
差引水量 <sup>(1)</sup>	40 m <sup>3</sup>	取替までの水量 <sup>(2)</sup>	m <sup>3</sup>
合計水量 <sup>(1)+(2)</sup>	m <sup>3</sup>		

<取替時のメーター水量>

### 水道料金等のお知らせ

令和〇年〇月分 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日	
水道料金	4,642 円
うち消費税等相当額(税率10%)	422 円
下水道使用料	4,312 円
うち消費税等相当額(税率10%)	392 円
⑦ 合計金額	8,954 円
うち消費税等相当額(税率10%)	814 円

納期限 令和〇年〇月〇日

※納期限を過ぎてお支払いされた場合、遅延損害金等が発生する場合があります。

発行日 令和〇年〇月〇日  
川崎市上下水道事業管理者 印

水道事業登録番号 T6800020000967  
下水道事業登録番号 T7800020000966

## 上下水道局からのお知らせ

### ⑨ 口座振替済みのお知らせ (前回分)

水道 太郎 様	
水道番号	12345678
振替年月日	令和〇年〇月〇日
金融機関・支店コード ***** **	預金種別 普通
	口座番号 *****
令和〇年〇月分 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日	
使用水量	34 m <sup>3</sup>
水道料金	3,724 円
うち消費税等相当額	338 円
下水道使用料	3,467 円
うち消費税等相当額	315 円
合計金額	7,191 円
うち消費税等相当額	653 円

上記金額を、御指定の口座より振替させていただきます。

川崎市上下水道局

123456-123-1234567

※こちらは、水量と金額をお知らせするものであり、支払用紙ではありません。  
※アプリ登録によりアプリ上で表示されるようになり、紙による配布は無くなります。

- ① 水道番号 ..... お客さまからの問い合わせにすばやく対応できるように給水装置場所ごとに決められている番号です。お問い合わせの際、お知らせください。
- ② クレジットカード納付用番号 ..... クレジットカード払いの登録確認の際に使用します。
- ③ 検針年月日 ..... 検針員がお客さまのメーターを確認した日です。
- ④ 収納方法 ..... お客さまの現在の支払方法を表示しています。
- ⑤ 使用水量 ..... 今回の使用水量です。
- ⑥ 前年同期使用水量 ..... 今回と前年同時期の使用水量を比較して、水道の使い方を確認することができます。
- ⑦ 合計金額 ..... 今回の使用水量による料金です。
- ⑧ 次回検針予定日 ..... 次回検針予定日です。
- ⑨ お知らせ ..... 前回分の水道料金等口座振替済みのお知らせやお客さまへのご案内を記載しています。

## 6. メーター検針が正しく円滑にできるようご協力ください

- メーターボックスの上に物を置かないでください。
- 犬は出入口やメーターボックスから離れた場所につないでください。
- メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。

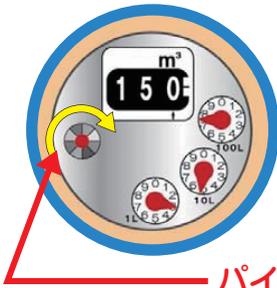


## 7. 漏水の発見

使用水量が普段に比べて著しく多いときなどは、漏水している可能性があります。漏水は次のような方法で簡単に確認できます。

### ■確認方法

水道を使用すると水道メーターの**パイロット**が回転します。水道を使用していない（蛇口をすべて閉め、トイレなどの水を使用していない）状態で、パイロットが回転しているときは、メーターから蛇口までの間で漏水をしている可能性があります。



### パイロット

※一部パイロットのついていないメーターもあります。

## 8. 水道で困ったときは

### ■上下水道局で行う漏水修理の範囲について

道路上の漏水は、原則上下水道局で修理を行いますが、宅地内での漏水は、漏水箇所により上下水道局施行範囲内（無償修理）か否か分かります。

詳細については、上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）にお問い合わせいただくか、上下水道局ウェブサイトでご確認ください。

上下水道お客さまセンター  
（受付業務受託会社）  
※ 24 時間年中無休

フリーダイヤル  0120 - 014 - 734

## ■漏水の調査

地下に埋まっている水道管で漏水が起きると、漏水箇所が上下水道局で無償修理できる範囲かわからないことがありますので、上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）にご連絡ください。上下水道局が契約した業者が調査に伺います。

## ■上下水道局施行範囲内（無償修理）の申し込み

上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）にご連絡ください。上下水道局が契約した業者が伺います。また、次の点にご注意ください。

- 宅地内の復旧は、コンクリート（5 cm 以内）またはアスファルト（5 cm 以内）のみとなります。また、高級タイルなどの復旧は行わず、掘削により植栽などに影響が生じても上下水道局では責任を負いかねますのでご了承ください。
- 上下水道局施行範囲内（無償修理）部分をお客さまが指定給水装置工事業者に直接修理依頼をした場合、費用はお客さまのご負担になります。
- 上下水道局が無償で行う漏水修理の範囲で漏水が起きても上下水道局で修理できないことがあります。その場合は、お客さまから指定給水装置工事業者へ修理（**有償修理**）を依頼してください。
  - (1) 障害物（庭石、植木、門扉など）があることにより、修理の施行が困難と認められるとき。
  - (2) よう壁、水路などがあることにより、修理の施行が困難と認められるとき。
  - (3) 給水装置の使用者や所有者が故意に破損させたとき。
  - (4) 給水装置の使用者や所有者の重大な過失によるとき。
  - (5) 給水装置工事やその他の工事中に破損させたとき（工事中破損）。

## ■上下水道局施行範囲外等によるお客さま負担の修理について

上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）で指定給水装置工事業者を紹介します。なお、ウェブサイトでも確認できますので、必ず見積もりを取るなどして修理を依頼してください。マンションやアパートの方は、管理人または所有者に連絡してください。

**給水装置（給水管・蛇口等）はお客さまの財産です。  
維持管理については、お客さま、または、所有者が行うこととなっております。**

## ■上下水道局施行範囲内（無償修理）の対象とならない代表的なもの

	故障箇所	修理の依頼先
蛇口		指定給水装置工事事業者 このほか、通常の水道の故障と異なり、専用部品、専門器具の故障の場合には、メーカー、メンテナンス会社等にお問い合わせください。
水洗トイレ		
湯沸かし器		機器メーカー販売店
太陽熱温水機器		
マンションやビルの受水タンクより先の給水設備		管理人または所有者に連絡してください。

水道で困ったときは

## ■緊急時の対処方法（水道メーターから蛇口までの間で漏水しているとき）

水道メーターから蛇口までの水漏れを一時的に止めたいときは、メーターボックスの中にあるメーター止水栓のハンドルを「閉」の向きに回してください。メーター止水栓を閉めると家の中の水道が全部止まります。水漏れが止まったかどうか念のためご確認ください。

水道メーターから蛇口までの漏水の修理は、最寄りの指定給水装置工事事業者へご連絡ください（有料となります）。



## 9. 下水道で困ったときは

### 排水管が詰ったら

#### 宅地内(排水設備)の場合

維持管理は各ご家庭で行っていただいておりますので、排水管などの工事を行っている工事店へ連絡してください。

連絡先がわからない場合は、川崎市管工事業協同組合(☎0120-320-419)にご相談ください。お近くの業者を紹介しています。



#### 公道内(公共下水道)の場合

市で管理しておりますので、お住まいの地区の下水道(管理)事務所へご連絡ください。



### 次のような場合、試してください

#### 台所やお風呂場などの排水が詰まった場合

- ・排水口の周りにゴミがありませんか？
- ・水をはりラバーカップ(吸引カップ)を使用して、数回、いきおいよく引き上げてみてください。



#### 排水口から悪臭がする場合

- ・台所や洗面台の排水口のすぐ下にトラップがあるので、水を流してトラップに水をためてみてください。



上記の方法で改善されない場合は、指定工事店などにご相談ください。

# 10. 下水道を大切に使うために

## トイレトーパーを 使いましょう



ガムやタバコ等のゴミ、新聞紙、紙おむつ等は、トイレのつまりの原因になります。

## 薬品は流さないでください



ガソリンなどの石油類や薬品などは、下水道管を傷めるばかりでなく、爆発や引火の原因となるおそれがあります。

## 料理で使った油は 流さないでください



下水道管の中で冷えて固まってしまい、管が詰まって下水が流れなくなります。

## 台所からゴミを 流さないでください



食事の食べ残しや野菜くずなどを排水口から流すと、家庭の排水管や下水道管のつまりの原因になります。

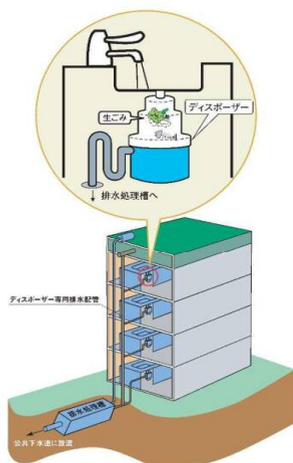
## ゴミを道路の側溝や ますに捨てないでください



道路のますにゴミを捨てると下水道管がつまり、雨水が道路にあふれてしまいます。また、降雨時にゴミなどが海や川などに流れてしまうことがあります。

## ディスポーザーの使用について

ディスポーザーは、台所の生ゴミを細かく砕いて、水と一緒に下水道に流す設備ですが、下水道管のつまりや悪臭の原因になります。（ディスポーザーの単独での使用はできません。）ディスポーザー排水処理システムの設置を計画するにあたっては、上下水道局の各下水道（管理）事務所へご相談ください。



下水道を大切に使うために

## 11. 水道についてのお問い合わせは

### ■お問い合わせのときは、水道番号をお忘れなく！

料金についてのお問い合わせや、引っ越しされるときは、領収書、または検針時にお渡しする「使用水量のお知らせ兼納入通知書」に記載されてある水道番号をお知らせください。

### ■お問い合わせ先

#### ○引っ越し、料金その他お問い合わせ

上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）川崎市内全域  
電話：044 - 200 - 3548    FAX：044 - 200 - 0041  
電子メール：kawasaki@jougesui.jp  
※午前8時30分から午後8時まで（年中無休）

#### ○修繕に関するお問い合わせ

上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）川崎市内全域  
電話：☎0120 - 014 - 734    FAX：044 - 200 - 0041  
※24時間（年中無休）

#### ○給水装置に関するお問い合わせ

南部サービスセンター〔川崎区・幸区・中原区〕  
電話：044 - 544 - 5433    FAX：044 - 544 - 3707  
※平日午前8時30分から午後5時まで 土曜・日曜・休日は休み

中部サービスセンター〔高津区・宮前区〕  
電話：044 - 855 - 3232    FAX：044 - 855 - 3242  
※平日午前8時30分から午後5時まで 土曜・日曜・休日は休み

北部サービスセンター〔多摩区・麻生区〕  
電話：044 - 951 - 0303    FAX：044 - 951 - 0677  
※平日午前8時30分から午後5時まで 土曜・日曜・休日は休み

## 12. 下水道についてのお問い合わせは

問い合わせ内容	担当部署	電話番号
●下水道使用料	上下水道局サービス推進部営業課	(200)2872
●水洗便所への改造の助成金・融資あっせん制度 ●水洗化紛争あっせん制度に関すること	上下水道局下水道部下水道管理課	(200)2922
●接続ますから下水道本管までの故障 ●私道対策、排水設備の設置 ●下水道管工事についてお気付きのこと ●工事湧水の排出に関すること	南部下水道事務所〔川崎区・幸区〕	(344)4866
	中部下水道事務所〔中原区・高津区〕	(751)2966
	西部下水道管理事務所〔宮前区〕	(852)5131
	北部下水道管理事務所〔多摩区・麻生区〕	(954)0208
●工場・事業場排水の届出、排除基準等	上下水道局下水道部下水道水質課	(200)2878
●道路側溝及び道路の雨水ますが詰まった時	川崎区役所道路公園センター整備課	(244)3206
	幸区役所道路公園センター整備課	(544)5500
	中原区役所道路公園センター整備課	(788)2311
	高津区役所道路公園センター整備課	(833)1221
	宮前区役所道路公園センター整備課	(877)1661
	多摩区役所道路公園センター整備課	(946)0044
	麻生区役所道路公園センター整備課	(954)0505
●水洗便所、宅地内排水管の故障	排水設備の工事を行った指定工事店、または川崎市管工事業協同組合	〔川崎市管工事業協同組合〕 ☎ 0120 (320)419

## 13. ご注意ください!!

### ■上下水道局職員を装った事件が多発しております。

- お客さまから依頼のない水質調査や漏水調査等はありません。
- メーターの交換・検査、水質調査及び漏水調査でお金をいただくことはありません。
- 浄水器等の販売はいっさい行っていません。
- 工事に伴う調査と称して個人情報聞き出そうとする事例が起きています。

### ■排水管清掃の契約は慎重に!

- お客さま宅を訪問し、宅地内排水管の点検や清掃を勧める業者がいます。
- 上下水道局から依頼を受けているように装い、必要のない清掃等を契約させられ、高額な費用を請求されるというような被害が発生しています。

### ■上下水道局のウェブサイトにて委託業者の服装を紹介しています。

川崎市上下水道局のウェブサイト	川崎市上下水道局 服装	検索 
-----------------	-------------	---

### ■川崎市の市政に関するお問い合わせ

川崎市総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」		
午前 8 時～午後 9 時（年中無休）		
電話：044 - 200 - 3939      FAX：044 - 200 - 3900		
サンキューコールかわさき	検索 	

注意!